

アウトリーチ型消費者相談について

独居高齢者・認知症の高齢者は「被害に遭っていること自体に気づいていない」、「被害に遭っても一人で抱え込んでしまう」傾向があり、相談を待っているだけでは、被害が埋もれてしまう状況にある。また、インターネットの普及や電子商取引の増加に伴い、消費生活相談の内容は複雑化・多様化している。

このような状況を受け、新宿消費生活センターでは、相談員が現場に出向いて支援するアウトリーチ型の消費者相談の取り組みを強化するため、令和8年度から消費生活相談員を1名増員した。消費者の年代を問わず、複雑化・多様化する消費者被害の未然防止と早期解決を図っていく。

1 啓発活動の強化

(1) 高齢者の生活支援者に対する周知強化

高齢者の生活に密着したサービスを行う介護保険事業者や民生委員など、地域の見守り活動を担う方々に対する周知を強化する。

【周知活動の実施回数】

令和8年度 (7月末現在)	令和7年度	令和6年度
5回	7回	10回

(2) 出前講座の実施回数増

町会・自治会、高齢者クラブ等への出前講座の回数を増やし、高齢者等に最新の消費者被害の手口を周知する。

【出前講座の実績】

令和8年度 (7月末現在)	令和7年度		令和6年度	
	同時期比較 (7月末現在)	年間実施回数	同時期比較 (7月末現在)	年間実施回数
7件	3件	7件	4件	14件

(3) 小・中学校での出前講座の実施回数増

小・中学校での出前講座を重点的に実施し、若年層に向けた消費者教育を推進する。

【学校出前講座の実績】

令和 8 年度 (7 月末現在)	令和 7 年度		令和 6 年度	
	同時期比較 (7 月末現在)	年間実施回数	同時期比較 (7 月末現在)	年間実施回数
0 クラス	2 クラス	4 クラス	0 クラス	0 クラス

※ 小・中学校での出前講座は令和 7 年度から実施開始。

※ 若年層向けの消費者講座として、早稲田南町児童館でのミニ出前講座を 1 回実施済。

2 戸別訪問の強化

窓口に来られない方や被害が長期化・深刻化している事案への支援を強化するため、相談員による戸別訪問相談体制の充実を図る。

【戸別訪問相談の実施回数】

令和 8 年度 (7 月末現在)	令和 7 年度	令和 6 年度
0 件	2 件	1 件

悪質商法被害防止ネットワーク関係者 各位

新宿区文化観光産業部
消費生活就労支援課長

アウトリーチ型消費者相談について

日頃より悪質商法被害防止事業へのご協力をいただきありがとうございます。
す。

新宿消費生活センターでは、令和8年度より消費生活相談員を1名増員し、消費者被害の未然防止、早期発見につなげるために現場に出向いて支援を行うアウトリーチ型の消費者相談の取組を強化することになりました。

つきましては、消費生活センターに来所することが困難な方や、相談の際に現場の状況確認が必要な場合など、消費生活相談員の訪問相談の体制をこれまで以上に充実させていきます。また、悪質商法被害防止ネットワークに参加いただいている皆様に、消費者被害の早期発見・早期解決のための更なるご協力をいただくための方法として、最新の悪質商法の手口や相談事例、見守りのポイントなどをお知らせする出前講座を実施いたします。

戸別訪問による対応が必要なケースを発見した場合や、出前講座の実施依頼をされる際には、下記連絡先までご連絡ください。

今後も消費者被害の未然防止、早期発見、早期解決のためにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【連絡先】

新宿区立新宿消費生活センター

☎：03-5273-3834

FAX：03-5273-3110

E-mail:shohi-c@city.shinjuku.ig.jp